

令和5年10月10日

各務原市内認知症対応型共同生活介護事業所 各位

お世話になります。

各務原市介護保険課の鈴木と申します。

標記について、令和5年7月25日付メール【周知】新型コロナウイルス感染症の影響による地域密着型サービス外部評価の取扱いについて【臨時的な取扱いを終了】にてお知らせしたところですが、岐阜県より次のとおり情報提供がありましたので、ご確認の程よろしくお願いたします。

標記については、令和5年7月21日付け高第417号により、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いは令和5年5月7日をもって終了し、令和5年度の外部評価については、通常どおり、原則実地での訪問調査とすることを通知したところですが、一部市町村及び外部評価機関から、令和5年度の実施方法等について問い合わせがありました。(詳細は添付のとおり)認知症対応型共同生活介護事業所におかれましては、引き続き感染防止対策を徹底しながら利用者に不可欠な介護サービスの提供を行っていただいているところですが、外部評価は、介護サービスの水準を確保し、質の向上を図ることを目的とするものとして、年1回以上実施のうえ公開する必要があります。また、臨時的な取扱いにより、令和4年度の外部評価を令和5年度に延期された事業所は、令和5年度中に2回外部評価を受ける必要があります。

つきましては、令和5年度の外部評価の実施時期や実施方法について評価機関と協議を行うとともに、感染対策を講じたうえ実施し、公開していただくようお願いいたします。

★

各務原市役所 健康福祉部

介護保険課 施設指導係

TEL:058-383-2067(直通)

FAX:058-383-6365

mail:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

★